

【適時開示】

2023年3月27日

株式会社アテナ

代表取締役社長 渡辺 剛彦

日本年金機構の一般入札に係る独占禁止法違反行為に係る課徴金および損害賠償金について下記の通りご報告いたします。なお、下記1～3の合計額(7057万1386円)を本年度の特別損失として計上する予定です。

## 記

### 1. 公正取引委員会からの課徴金納付命令

当社は「日本年金機構が一般入札等の方法により発注する帳票の作成及び発送準備業務の入札参加業者に対する件」について、独占禁止法第2条6項に規定する「不当な取引制限」に該当し同法第3条の規定に違反する行為があったとして、2022年3月3日に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受け、課徴金 630万円を2022年5月27日に国庫に納付した。

### 2. 日本年金機構からの違約金請求

日本年金機構より、契約に基づく違約金請求(合計 1935万5100円)を受けて、これを支払った。

①1606万5100円 (2022年6月10日に支払済み)

②329万円 (2022年9月30日に支払済み)

### 3. 日本年金機構からの損害賠償金請求

日本年金機構より、違約金を超える損害額の請求として、次の損害賠償金請求(合計 4491万6286円)を受けており、2023年3月31日にこれを支払う予定。

①元金 3628万4645円

②遅延損害金 863万1641円

※各契約の最終支払日の翌日を起算日として、損害賠償金の支払日(2023年3月31日)までの期間について、民法所定の法定利率(2020年3月31日までは年5%、2020年4月1日以降は年3%)を乗じて得られる額が遅延損害金となる。ただし、本件の原因となる行為は全て2020年4月1日より以前に発生しているので、年5%が適用されることになる。(改正民法の附則17条3項)

当社は上記を真摯に受けとめ、引き続き法令遵守と再発防止の徹底に取り組んでまいります。

以上